

第4回人権賞 受賞者 女性の家 HELP（日本キリスト教婦人矯風会）

【受賞理由】

アジアからの女性労働者を対象に宿泊等の施設を兼ねた駆け込みセンターを運営。女性労働者送り出し諸国とのネットワークづくり、入所者の精神的ケア、健康チェック、帰国手続きなどの支援活動に対して。

Q1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

母体である「日本キリスト教婦人矯風会」は、長年にわたって女性の人権確立のために闘い、当初から公娼制度廃止、婦人参政権運動、売春防止法の諸問題の解決に取り組んできた。創立100周年を記念して、1986年当時必要とされた「国籍を問わず女性母子のための緊急避難、一時保護施設」としてシェルター活動を始めた。

Q2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

日本で初めての活動であるため、行政との問題処理に苦労した。また、民間団体であるため、財政面での苦労は現在も続いており、年間予算45%を団体や個人の寄付に頼っている。活動においては、開所当時からアジアの女性たちが保護を求めてきた。国際的な人身売買の犠牲者となり、日本各地に送り込まれた女性たちを保護し、無料で宿を提供して安全と休息を与え、お金のない人には帰国費用を支援した。緊急避難に対する危機管理に神経を使っている。

Q3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

発足時の「市川房枝賞」、またその後「東京弁護士会人権賞」をいただいたことで社会の関心が高まり、活動を推進していく上での励みとなり益となった。

HELPの責任者も4人目となり、今年で設立15周年である。シェルターとして社会的にも認められてきたが、忙しさに追われ丁寧な人との関わりを持ってないことがある。初心を忘れないように心がけなければならないと思っている。

Q4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

90年代中ごろまでは、人身売買によるHELP利用者が多かったが、現在は減ってきてはいるものの依然として逃げてくる女性がいる。最近の傾向として、子ども連れの女性が多くなっており、そのうち約50%が「夫の暴力」から避難してくる女子と子どもたちである。HELPは国籍を問わず、またビザの有無にかかわらず利用できるという特性を生かし、シェルター活動をすすめていきたい。

Q5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。

「女性への暴力」である。1994年「北京国連女性会議」以後、「女性への暴力」に関心が持たれるようになり、日本においてもようやくドメスティック・バイオレンスが社会問題であると認識されるようになった。暴力をなくすためには、男性の意識を変えることであると思う。しかしどうすれば変えることができるのか、これからの男女共どもの大きな課題である。

Q6 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともにお聞かせください。

今年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定となった。この法律が当事者にとって役に立つものとなるため運用面で働きかけていきたい。

これからも国籍を問わず女性と子どもの人権が守られ、平和にかつ安全に過ごせるように活動していきたい。